

令和 8 年

上尾市教育委員会 1 月定例会 議案  
(追加)

## 議案名

議案第 3 号	上尾市教育委員会公告式規則の制定について -----	1
議案第 4 号	上尾市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則の 制定について -----	2
議案第 5 号	上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について -----	3
議案第 6 号	県費負担教職員の任免その他の進退に係る内申について ----	4

## 議案第3号

上尾市教育委員会公告式規則の制定について

上尾市教育委員会公告式規則を次のように定める。

令和8年1月29日提出

上尾市教育委員会教育長 西倉剛

### 上尾市教育委員会公告式規則

上尾市教育委員会公告式規則（平成20年上尾市教育委員会規則第11号）の全部を改正する。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づく上尾市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定める教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの及び教育委員会が行う告示、公告その他の周知を要するものの公告式については、上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）の規定の例による。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この規則は、令和8年2月1日から施行する。

##### （経過措置）

2 この規則の施行の日前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第2項の規定に基づく教育委員会が定める教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの及び教育委員会が行う告示、公告その他の周知を要するものの公告式については、この規則による改正前の上尾市教育委員会公告式規則の規定は、なおその効力を有する。

#### 提案理由

上尾市公告式条例の一部改正に伴い、規則等の公布手続きを見直すため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

## 議案第4号

上尾市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則の制定について  
上尾市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年1月29日提出

上尾市教育委員会教育長 西倉剛

### 上尾市教育委員会聴聞手続規則の一部を改正する規則

上尾市教育委員会聴聞手続規則（平成10年上尾市教育委員会規則第6号）  
の一部を次のように改正する。

第9条中「に規定する掲示場に掲示するとともに、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知する」を「の規定によりその例によることとされる上尾市公告式条例（昭和30年上尾市条例第1号）第2条第2項に規定する市のホームページに設置した掲示場に掲示する」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、同項ただし書きに規定する自動公衆送信に係る障害その他特別の事由があるときは、同項ただし書きに規定する掲示場に掲示するものとする。

第9条に次の1項を加える。

2 行政庁は、前項の規定による掲示を行ったときは、速やかに、その旨を当事者及び参加人に通知するものとする。

### 附 則

#### （施行期日）

1 この規則は、令和8年2月1日から施行する。

#### （経過措置）

2 この規則による改正後の上尾市教育委員会聴聞手続規則第9条の規定は、この規則の施行の日以後にする掲示について適用し、同日前にした掲示については、なお従前の例による。

### 提案理由

上尾市公告式条例の一部改正に伴い、聴聞の期日における審理の公開について、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第5号

上尾市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

上尾市スポーツ推進審議会委員に下記の者を委嘱する。

令和8年1月29日提出

上尾市教育委員会教育長 西倉剛

1 [任期：令和8年10月31日まで]

氏名	住所等	役職名等	備考
斎藤 哲雄 さいとう てつお	上尾市二ツ宮 在住	市議会議員	新任
佐藤 恵理子 さとう えりこ	非掲載	市議会議員	新任
井上 茂 いのうえ しげる	上尾市東町 在住	市議会議員	新任

提案理由

上尾市スポーツ推進審議会第1号委員（市議会議員）に変更が生じたため、上尾市スポーツ推進審議会条例（昭和51年上尾市条例第30号）第4条の規定により、その後任として委嘱したいので、この案を提出する。

【4ページ 非公開】